

固定資産台帳の公表について（概要）

1 これまでの経過

山形市では、これまで地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を整備しておりますが、これらの台帳は、主に数量面（面積や個数）を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的としておりました。

しかし、国は平成26年度に地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準（「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」平成27年1月23日付け総務大臣通知）を示し、平成29年度までの移行を全ての自治体に要請したことから、山形市では「会計と連動した財産管理」の要素を取り入れた固定資産台帳の整備作業に着手し、平成28年度決算分から公表することとしました。

2 固定資産台帳

固定資産台帳は、山形市が所有する全ての固定資産について、取得価格、耐用年数等の資産データを記載したものであり、地方公共団体の保有する財産の管理及び有効活用に役立てようとするものです。

固定資産台帳の情報は、統一的な基準により作成する財務書類の基礎となります。

3 公有財産台帳と固定資産台帳の相違点

公有財産台帳は、山形市が保有する土地、建物、工作物について数量面（面積や個数）を中心とした台帳です。一方、固定資産台帳は、山形市が保有する全ての固定資産について、数量面（面積や個数）に加え、金額面（財産の取得価格、減価償却）を備えた台帳となります。

4 公表する資料

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 一般会計 | 固定資産台帳（有形固定資産・無形固定資産） |
| (2) 駐車場事業会計 | 固定資産台帳（有形固定資産） |
| (3) 農業集落排水事業会計 | 固定資産台帳（有形固定資産） |
| (4) 地方卸売市場事業会計 | 固定資産台帳（有形固定資産） |

5 公表する項目

各固定資産ごとに、総務省において公表することが望ましいとされている次の項目について公表します。

施設名、所在、財産区分（行政財産・普通財産）、用途、地目（土地のみ）数量、取得日、取得価格、増減異動前簿価及び減価償却累計額（土地以外）